

令和5年度 第7回 猿払村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年3月27日 13時30分から15時00分

2 開催場所 猿払村役場2階 第5会議室

3 出席委員 (9人)

会長	10番	水野委員
委員	1番	羽鳥委員
	2番	白田委員
	3番	守谷委員
	4番	松谷委員
	6番	丹治委員
	7番	鳴海委員
	8番	安彦委員
	9番	工藤委員

4 欠席委員 (1人) 5番 尾山委員

5 議事日程

第1 会期決定

第2 会議録署名委員の指名について

第3 事務報告

第4 議案第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について

第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請

第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請

第7 議案第4号 農業委員会の活動計画について

第8 議案第5号 農地利用最適化推進委員の要否について

第9 その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 阿部局長

事務次長 末永次長

農地係長 川村係長

農地係 藤田主事

7 会議の概要

水野会長

えーただ今の出席人数は9名です。定員に達しておりますので令和5年度第7回総会を開会いたします。

日程に入る前に一言。本日は天候のいい中皆さんお集まりいただきましてありがとうございます。まあ、皆さんご存じのとおり今日のはあの一農業新聞に載ってましたと同時に1月に〇〇君と一緒にいった農地所有者不明な土地のからみで若干載ってたので報告させていただきます。

全国的に農地不明者の土地が、農地のみならず山林、雑種地、おおよそ全国で九州本土に匹敵するくらいの面積が不明者の土地となっているようなことが書いてあったと思います。前回講習にもありましたけど農地に関しましては不明者の土地を使うにあたり、いろいろな手続き裁判所のからみとかいろんなからみも出てくるということで、これからまたあの離農とか高齢者とかが増えて北海道…まあこの地区は無いですけども今後は出てくるのかなと懸念している次第であります。

ええ、うちら農業委員としましては農地のからみで絶対こういうあのお審議をかけるという形で自分たちの判断が正しいのかっていうのは皆さんの責任でもありますので慎重なご審議をよろしく願いたいと思います。

まあ何を言うかって今出たばっかしのことをいってもしやあないのかなと…でもあの農地の転用に関しましては確実に厳しくなってきます。先ほどの所有者不明の土地に関しましても相続のからみで登記をしないっていうからみが多い。これが年数たっちゃうと世代が変わっていった誰の物かわからなくなるという、探しきれなくなるといいます。

来月1日から相続に関しましては登記することが義務付けられるという形になるという話です。

こういうことを踏まえて本日も大事な案件が、皆さんにご審議をいただく案件がございますのでよろしくお願いいたします。

それでは議題に入ります。

日程第1、会期の決定について。会期は本日1日限りといたしますがこれにご異議ありませんか。

委員一同

(異議なしの声)

水野会長

異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りといたします。

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第36条の規定により、8番安彦正博君、9番工藤翔君を指名いたします。

日程第3、事務報告。内容について事務局より報告いたします。

阿部局長

事務報告 事務報告については、令和5年12月22日から令和6年3月26日までとなっております。

12月22日、令和5年度第6回猿払村農業委員会総会が委員7名、事務局4名にて役場庁議室で開催され、事務報告、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について、農地法第3条の規定による許可申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、現況証明願いについて可決されたところでございます。

続きまして1月18日、令和5年市町村農業者年金協議会代議員等研修会が稚内市で開催され、委員1名と事務局1名が出席しております。

1月22日、令和5年度全道農業者年金研究会が札幌市にて開催され、事務局1名が出席しております。

1月23日、令和5年度市町村農業委員会活動強化研修会が札幌市で開催され、委員1名と事務局1名が出席しております。

3月18日、一般社団法人北海道農業会議第96回総会と農業委員会会長、事務局長会議が札幌市で開催され、事務局1名が出席しております。以上です。

水野会長

事務報告について説明がありました。何かご質問ございませんか。無ければ議事に入ります。

日程第4、議案第1号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

阿部局長

日程第4、議案第1号、地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について下記の通り報告がありましたのでご審議願いたいと思います。令和6年3月27日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

詳細につきましてご説明させていただきます。

根拠につきましては、農地法第6条第1項の規定により農地所有適格法人は経営農地のある市町村農業委員会へ毎年決算終了3か月以内に報告書と必要な書類を提出しなければならないという義務つけられていることになっております。

このことにより、今回7件の農地所有適格法人の報告がありました。

1件目につきましては有限会社サンアイファーム代表取締役〇〇〇〇氏。

2件目は有限会社グレースファーム代表取締役〇〇〇〇氏。

3 件目は株式会社クロノス代表取締役〇〇〇〇氏。
4 件目につきましては有限会社浅茅野システムレゴ代表取締役〇〇〇〇氏。
5 件目につきましては株式会社浅茅野悠牧舎代表取締役〇〇〇〇氏。
6 件目は猿払 TMR センター株式会社代表取締役〇〇〇〇氏。
7 件目は株式会社北の大地代表取締役〇〇〇〇氏でございます。
附属資料については、別冊で回覧いたしますのでご覧願いたいと思います。
以上で説明を終わります。

(回 覧 中)

(回 覧 終 了)

水野会長 ただ今の件について質疑を賜ります。
本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって日程第4議案第1号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について原案どおり可決決定いたします。

日程第5、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。内容について事務局より説明します。

阿部局長 日程第5、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請の提出がありましたのでご審議願います。令和6年3月27日提出猿払村農業委員会会長水野正継。

詳細についてご説明させていただきます。根拠につきましては、農地法第4条農地の所有者または耕作者が自らの土地を宅地や駐車場、資材置き場など農地以外の物に変更する場合は、許可を受けなければならないとされていることからこのことにより提出されたものでございます。

所在地番芦野3274番地の3。現況地目畑、登記地目牧場、
面積50,510㎡のうち252㎡を住宅その他のスペースとして転用するものでございます。図面等については附属資料をご覧願いたいと思います。
以上で説明を終わります。

末永次長 農地法の第4条の件なんですけど、自分の農地を宅地とかに変えたいって時に委員会にかけなくてはならないんですけど。これは〇〇さんが自分の畑を家を建てたいから宅地に変えたいっていうので4条っていう形で申請

が上がってきています。

同時並行で農業振興地域の変更っていう形でその除外を進めているんですけどこの農業振興地域の整備に関する法律っていうのもあって、転用するためには4条の許可と農業振興地域の除外もやらなきゃいけないんですよ。安易に農地転用できないように縛りがあるので自分で所有している農地だって思っているかもしれないですけど、国に縛られているってことを覚えておいてもらいたいです。

水野会長 ただ今の件について質疑を賜りたいと思います。

松谷委員 家を建てた後、古い家の土地はどうなるのですか？

末永次長 宅地のままとなりますが、農地にしたい場合はまた農地にすることもできます。

水野会長 他にご質問ございませんか。
質疑が無ければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。日程第5第2号農地法第4条の規定による許可申請については原案どおり可決決定いたします。

日程第6第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。内容について事務局より説明願います。

阿部局長 日程第6議案第3号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請の提出がありましたのでご審議願います。

令和6年3月27日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

詳細についてご説明させていただきます。根拠については農地法第5条農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について移転する場合については当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならないとなっておりますのでこのことにより議案第3号についての詳細を説明させていただきます。

所在地番猿払村芦野 2184 番地 1。地目は公募現況とも畑、面積 15,394 m² 利用状況普通畑、譲渡人芦野〇〇〇〇氏、譲受人 DairyAce 株式会社。図面等につきましては附属資料をご覧願いたいと思います。

以上で説明を終わります。

水野会長 ここでは鳴海委員、白田委員については農業委員等に関する法律第 31 条農業委員会の委員は自己または同居の親族、配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができないと規定がございますので、質疑及び議決の間ご退席をお願いいたします。

(鳴海委員・白田委員離席)

水野会長 この件について何か質問ご意見ありますでしょうか。

末永次長 先ほど言った農業振興地域の法律の部分なんですけど農業振興地域の変更については畑から農業用施設ということで国から許可は得ています。いびつな形をしていますが、細長いところは最終的に育成者と牛舎をアクセスする道路となることで確認しています。

工藤委員 公募現況ともに畑となっていますが、名前だけを先に変えてそこから施設とか牛舎とか登記を変える手続きになるのですか？

末永次長 ○○○○さんから DairyAce に渡して、DairyAce が転用するっていう形になります。

羽鳥委員 地目変更じゃなくて土地の名義の変更だけということですか？

末永次長 地目と名義の変更になります。

松谷委員 今回は育成舎を建てたい部分だけ転用という形でいいのではないですか？将来使いたい部分はその時またやればいとおもいますが。

水野会長 今回委員会にかけるのは、育成舎を建てるという許可を出すものなので通常切り離すべきで、将来これを建てるのにこのアクセス道路が必要だとなったときに委員として許可を出すのが通常であります。

ただ農業者としていうのであれば分筆料がかかってくるものでもありますし、育成舎を皮切りに牛舎を建てるという長年の計画ですすんできたもので、将来構想も整っていることから許可したいと思っておりますがいかがでしょうか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって日程第6議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを原案通り可決決定いたします。

(鳴海委員・白田委員着席)

日程第7議案第4号農業委員会の活動計画についてを議題といたします。内容について事務局より説明いたします。

阿部局長 日程第7議案第4号農業委員会の活動計画について下記とおり農業委員会の活動計画についてご審議願いたいと思います。令和6年3月27日提出猿払村農業委員会会長水野正継。

詳細についてご説明させていただきます。

昨年の4月に農業委員会の活動計画を策定いたしました但那その計画に対しての点検と評価をしなければならぬことから別紙附属資料の別紙様式2を見ていただきたいと思ひますが、こちらに令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価の案を作成したところであります。

I 農業委員会の状況について

1. 農業の概要

耕地面積、畑5640ha。経営耕地面積、畑、5453ha。農地台帳面積、5994ha。続きまして総農家数53戸。販売農家数53戸。うち主業農家数47戸、副業的農家数5戸、法人化1戸。

続きまして基幹的農業従事者115人、うち女性48人となっております。

続きまして認定農業者の経営数に關しましては41。認定新規就農者が1。農業参入法人14となっております。

続きまして農業委員会の現在の体制につきましては任期満了が令和8年7月19日。農業委員数定数10に対し実数10。うち認定農業者7。女性2。中立委員1となっております。次のページお開きください。

II 担い手の農地の利用集積・集約化について

1. 現状及び課題について管内の農地面積5640ha。これまでの集積面積5526ha。集積率97.98%。

課題につきましては、現在農地の利用集積は円滑に図られている。今後遊休農地を発生させないよう担い手に利用権の設定による農地の有効活用を図る。

2. 令和5年度の目標及び実績について

目標については5640ha。集積実績については5526ha。うち新規実績

277.7ha となっております。

3. 目標の達成に向けた活動について

実績だけを読み上げます。

農協等と連携し、農地の賃貸・売買の要望を把握して効率的に農用地を集積した。また、離農跡地については農地保有合理化事業を活用し、新規就農者への集積を行った。

活動に対する評価について、より要望を集約し、効率的な集積を行うべく活動していく必要がある。

Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進について。

令和3年・4年度の新規参入は0経営体。令和5年度の新規参入体は1経営体ということになっております。

令和5年度新規参入者が取得した農地面積は75.8ha。課題については、今後も担い手不足が発生することが予想されることから、新規就農対策を行い担い手の確保を目指す。

2. 令和5年度の実績について

参入実績1経営体。参入実績面積75.8ha。

3. 目的の達成に向けた活動について

活動実績については11月22日～23日 秋の大学訪問。
酪農学園大学に行ってきたところであります。

4. 活動に対する評価

活動をとおして猿払村酪農の認知度を高めることにつながるため、引き続き実施する必要がある。

Ⅳ遊休農地に関する措置

1. 現状及び課題

現状については、管内の農地面積5640ha。遊休農地面積0ha。

課題については、現在、遊休農地は確認されていない。離農跡地等が発生した場合、農協等と連携をしながら、地域の中心となる担い手へ集積を図る。

2. 令和5年度の目標及び活動計画

実績については0haということになっております。

3・2の目標に向けた活動について

活動実績だけ説明させていただきます。

まず農地の利用状況調査については、調査実施時期10月25日。調査結果取りまとめ時期10月25日となっております。

農地の利用意向調査については、利用調査数全筆となっております。

その他の活動は日常的な農地パトロールとなっております。

3. 目標及び活動に対する評価

活動に対する評価については、農地の利用状況調査を実施することで、農地の適正管理が行われている。

V違反転用への適正な対応

課題につきましては、現時点では違反転用は見受けられない。

2. 令和5年度実績

実績については0haとなっております。

3 活動計画・実績及び評価

活動実績については、10月25日に農地パトロールを実施しました。

また活動に対する評価は、活動が成果に結びついていると判断できる。

VI農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1. 農地法第3条に基づく許可事務

事実関係の確認については、申請書類の許可要件の審査、現況の確認を行っている。

総会等での審議については、事務局より説明の後全体審議。

申請者等への審査結果の通知については、申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数は2件となっております。

審査結果等の公表については、議事録をホームページに公開している。

処理期間としましては、申請受理より約30日。平均30日となっております。

2 農地転用に係る事務

事実関係の確認については、申請書類の許可要件の審査、状況の確認を行っている。

総会等での審議については、事務局より説明のあと、全体審議を行っている。

審議結果等の公表については、議事録をホームページに公開してい

る。
処理期間については、申請受理から 30 日となっております。

3 農地所有適格法人からの報告への対応

農地所有適格法人からの報告について、管内の農地所有適格法人数は 13 法人。うち報告書提出農地所有適格法人数は 13 ということで同じ数字となっております。

4 情報の提供等

賃借料情報の調査・提供について実施状況が調査対象賃貸借件数は 58 件。公表時期については令和 6 年 2 月。

農地の権利移動等の状況把握について調査対象権利移動等件数は 165 件。取りまとめが令和 6 年 3 月。

農地台帳の整備について、整備対象農地面積が 5994ha。農地情報公開システムにより公表しております。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務は無し。農地法等によりその権限に属された事務についても無しとなっております。

VIII 事務の実施状況の公表等

1. 総会等の議事録の公表

こちらは HP に公表しております。

2. 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見提出数は 0 ということになっております。

3. 活動計画の点検・評価の公表

こちらは HP にて公表しております。

以上で説明を終わります。

水野会長

質疑等ございますでしょうか。

無ければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同

(異議なしの声)

水野会長

よって日程第 7 議案第 4 号農業委員会の活動計画について原案通り可決決定いたします。

日程第8議案第5号農地利用最適化推進委員の委嘱の要否についてを議題といたします。事務局より説明願います。

阿部局長

続きます。日程第8議案第5号ということで農地利用最適化推進委員の委嘱の要否についてですが農業委員会に関する法律第17条第1項では農業委員会は農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとされています。ただし同項但し書きにおいて、政令で定める基準に該当する農業委員会は推進委員を委嘱しないことができるとされております。つきましては下記のとおり提案いたしますのでご審議願います。令和6年3月27日猿払村農業委員会会長水野正継。

記載のとおり、本村における農地集積率及び遊休農地率は、政令で定める基準を満たすことから、農地利用最適化推進委員は委嘱しないこととする。以上で説明を終わります。

水野会長

事務局より説明がありました。これに対し何か質問ご異議ございませんか。

松谷委員

農地集積率と遊休農地率は何%だったのでしょうか？基準のようなものはあるのでしょうか。

末永次長

農地集積率は97.98%で遊休農地はありません。70%未満だと最適化推進委員を置かなければなりません。

水野会長

他にご質問ございませんか。
無ければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同

(異議なしの声)

水野会長

異議なしと認めます。
よって日程第8議案第5号農地利用最適化推進委員の委嘱の要否についてを議案通り可決いたします。
日程第9その他として事務局から何かございますか。
委員の皆さんから何かございませんか。
なければ第7回農業委員会総会を終了いたします。本日はどうもご苦勞様でした。

議 長 水 野 正 繼

會議録署名委員

工藤 翔

會議録署名委員

安考 正博